

長崎市農業委員会 令和4年6月総会 議事録

1 日 時 令和4年6月30日(木) 14:00 開会
15:05 閉会

2 会 場 長崎県勤労福祉会館(長崎市桜町9番6号)

3 役 員 会長 平尾 政博
会長職務代理者 山口 眞佐栄

4 出席農業委員(17名)

赤瀬 孝則	井川 義英	石橋 一次	岩永 一也	岩本 隆
後山 裕義	上川 満治	田平 孝廣	鳥越 悦子	平尾 政博
松尾 隆治	峰 忠幸	森山 安男	柳川 八百秀	山口 眞佐栄
山崎 実男	山脇 貞雄			

5 欠席農業委員(2名)

永岡 亜也子 山口 邦俊

6 出席推進委員(24名)

池田 憲二	岩尾 直己	今村 秀喜	浦川 英敏	尾崎 正孝
川添 孝則	城戸 利美	久保 正	柴原 恵	田中 幹生
鶴田 安明	中村 数昭	中山 辰也	野口 弘人	野本 英世
濱口 敏夫	濱口 雅洋	増田 茂	松本 貞幸	三浦 孝路
村田美津枝	森内 悟己	森保 欣也	山下 和孝	

7 欠席推進委員(0名)

8 出席職員

【農委事務局】 向井事務局長 前田事務長 川本農政管理係長 木下農地係長
赤池主事

9 資 料 別添資料のとおり

○事務長 ただ今から令和4年6月農業委員会総会を開会いたします。本日の付議事項に係る議案につきましては、お手元に配付させていただいております。議事進行につきましては、本日は農業委員会等に関する法律第5条第5項及び農業委員会会議規則第4条に基づき、平尾会長にお願いいたします。

○議長 みなさん、こんにちは。本日は、大変お忙しい中、6月の農業委員会総会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。座って進行させていただきます。それでは、委員定足数の報告を事務局からお願いいたします。

○事務長 本日の総会につきましては、農業委員の出席は17名であり、在任委員の過半数が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び長崎市農業委員会会議規則第6条により、総会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、推進委員の出席は、24名です。

○議長 それでは、議案の審議に入る前に、議事録署名人を私の方から指名させていただきます。森山安男委員と山口眞佐栄委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員（承諾）

○議長 それでは、総会を進めさせていただきます。なお、会議が円滑に進行しますように皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。本日は、付議事項が5件ございます。

まず初めに、第1号議案、「長崎農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」、議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは第1号議案についてご説明させていただきます。議案書の1ページをご覧ください。本議案は、長崎農業振興地域整備計画の軽微な変更に関して、長崎県が策定した市町農業振興地域整備計画事務処理要領第5の4の規定により、長崎市長より農業委員会に意見を求められているもので、今回1件の申請がっております。議案書の2ページをご覧ください。申請者は、〇〇九州新幹線、久山トンネル他特定建設工事共同企業体 代表者 〇〇株式会社九州支社 常務執行役員支社長 〇〇さんです。目的は、農用区域内にある土地を農用区域から除外するために、農業用施設用地に用途区分を変更しようとするものです。物件の所在地・地目等は、①の平地区Aが、船石町に在住の〇〇さんが所有する船石町の農地2筆1,451㎡で登記地目はいずれも田で、現況地目はいずれも畑となっております。②の平地区Bは、船石町に在住の〇〇さんが所有する船石町の農地2筆891㎡で登記地目、現況地目いずれも畑となっております。③の二双船地区Aは、船石町に在住の〇〇さんが所有する船石町の農地3筆1,312㎡のうち838㎡で登記地目はいずれも田、現況地目はいずれも畑となっております。④の二双船地区Eは、船石町在住の〇〇さんが

所有する中里町の農地1筆72㎡及び船石町の農地1,398㎡のうち355㎡でいずれも登記地目は田、現況地目は畑となっております。⑤の中里地区Aは、中里町在住の〇〇さんが所有する中里町の農地1筆720㎡で登記地目は田、現況地目は畑となっております。変更理由ですが、平成29年7月末の新幹線トンネルの掘削工事の影響で、中里町、船石町地区の出水・河川の水源が減水・枯渇し、農業用水に支障をきたしたため、地元地権者と申請者で協議を行った結果、恒久渇水対策農業用施設を設置することで合意がなされたものです。また、恒久的な施設を設置するにあたり、貯水槽・受水槽から配管による農業用水の送水を行うにあたり、落差を利用して下流域まで配水する計画としており、水源であるボーリング井戸の位置、河川の場所を鑑み、施設規模の面積が確保できる場所を選定する必要があるため、当該申請地に設置しようとするものです。

変更しようとする申請地の位置図につきましては、スクリーンをご覧ください。長崎自動車道多良見インターチェンジの南東に位置しております。次が、農用地区域の表示図です。次が、①平地区Aの農用地区域の表示図です。次が、現地の写真です。次が、土地利用計画図です。当該申請地に約320㎡の貯水槽を設置する予定となっております。次が、②平地区Bの農用地区域の表示図です。次が、現地の写真です。次が、土地利用計画図です。当該申請地に約87㎡の貯水槽を設置する予定となっております。次が、③二双船地区A及び④二双船地区Eの農用地区域の表示図です。図の左側の赤い囲みが③、右側の赤い囲みが④になります。次が、③の現地の写真です。こちらが船石町〇番〇の写真で、貯水槽の管理用地となる予定です。次が、船石町〇番及び〇番の写真です。次が、土地利用計画図です。当該申請地に約80㎡の貯水槽を設置する予定となっております。次が、④の現地の写真です。次が、土地利用計画図です。当該申請地に約80㎡の受水槽を設置する予定となっております。次が、⑤中里地区Aの農用地区域の表示図です。次が、現地の写真です。次が1枚目を反対側から見た写真です。次が、土地利用計画図です。当該申請地に約350㎡の貯水槽を設置する予定となっております。本議案についての意見については、現地確認を行っていただきました〇〇推進委員より報告をお願いいたします。

○委員 現地調査の報告をいたします。本申請に伴う、農業用施設用地への区分変更については、新幹線トンネルの掘削工事の影響により恒久渇水対策農業用施設を設置するものであり、地元の農業用水を確保するためには必要と考えます。また、それぞれの申請地は、地元説明会時に候補地として関係地権者に説明を行い了承されていること、及び土地所有者からも内諾が得られているため、当該軽微な変更については許可相当と考えられます。以上でございます。

○係長 ありがとうございます。現地調査につきましては、令和4年6月17日に申請者立会いのもと、〇〇農業委員、〇〇推進委員にご確認いただいております。第1号議案についての説明は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第1号議案について説明がございましたが、

この件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第1号議案について、異議なしとすることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第1号議案につきましては、異議なしとすることに決定いたします。続きまして、第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは第2号議案1番についてご説明いたします。議案書の3ページをご覧ください。本件は、松原町の〇〇さんが所有する、松原町の農地2筆1,480㎡について、南島原市の〇〇さんが売買により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が病気による農業経営の規模縮小のためであり、譲受人が農業経営の規模拡大のためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。古賀小学校の北西に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は、4人で835日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が17,290㎡であり、下限面積3,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。6月17日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は普通畑で露地野菜の栽培を予定しているとのことでした。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○係長 続きまして、第2号議案2番についてご説明いたします。議案書は引き続き3ページをご覧ください。本件は、高浜町の〇〇さんが所有する、高浜町の農地1筆644㎡について、弟である高浜町の〇〇さんが贈与により取得し、所有権移転を行うための許可申請がなされたものでございます。申請理由といたしましては、譲渡人が多忙で耕作管理できないためであり、譲受人が贈与を受け樹園地として利用するためでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。高浜海水浴場の東側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。農地法第

3条第2項の許可要件につきましては、第1号の全部効率利用要件は、不耕作面積もないため要件を満たしております。第4号の農作業常時従事要件は、農作業常時従事日数は1人で150日ということで要件を満たしております。第5号の下限面積につきましては、今回の取得で経営面積が3,378㎡であり、下限面積2,000㎡の要件を満たしております。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 本件につきましては、6月17日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は、ミカンやびわの栽培をしております。また、第7号の地域との調和要件につきましては、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○議長 ありがとうございます。ただ今、第2号議案についての説明と現地調査の報告がございましたが、この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第2号議案について、当委員会において許可することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第2号議案について、当委員会において許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案「農地法第5条第1項の規定による転用許可申請について」議案の説明と現地調査の報告をお願いします。

○係長 それでは、第3号議案1番についてご説明いたします。議案書の4ページをご覧ください。本件は、田手原町の〇〇さんが所有する田手原町の農地1筆について、新戸町3丁目の娘婿である〇〇さんが、住宅用地として利用する目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。瓊浦高校田手原グラウンドの北側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域外の農地で甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない、第2種農地に該当するものと判断されます。次が、利用計画図でございます。当該地と同じく〇〇さんが所有する青い部分の山林及び雑種地を併用した転用計画になっております。雨水排水については、道路側溝へ放流され、汚水、生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。こちらが〇番と併用地の〇番の山林の写真になります。次が併用地の出入り口部分の写真になります。現地調査につきましては、〇〇推進委員より報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。6月16日に私と〇〇農業委員、事務局とで

現地確認を行いました。本件は娘婿が住宅を建築するものです。建物は高さを低くし、宅地法面は種子吹付により保護を行うため、農地への影響はありません。また、雨水排水の状況、境界等特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上でございます。

○係長 続きまして、第3号議案2番についてご説明いたします。議案書は引き続き4ページをご覧ください。本件は、琴海村松町の〇〇さんが所有する琴海村松町の農地3筆について、西海町の〇〇さんが共同住宅建築の目的で申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。村松小学の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共用施設若しくは公益的施設が連たんしている区域内の、第3種農地に該当するものと判断されます。次が、計画平面図でございます。雨水排水につきましては、道路側溝に放流し、汚水、生活雑排水は公共下水へ放流いたします。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。6月15日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地周辺は市街地化が進んでいる地区で、申請地は東側のみが農地と接していますが、土はによる緩衝地を設けるため、隣接農地への影響はありません。また、雨水は側溝を設置し道路に放流し、汚水は公共下水道に放流するなど雨水排水の状況、境界等についても、特に問題ないことを確認いたしました。報告は以上です。

○係長 続きまして、3番についてご説明いたします。議案書は、引き続き4ページをご覧ください。本件は中里町の〇〇さんが所有する中里町の農地1筆について、〇〇JVが九州新幹線西九州ルート建設工事に伴う湧水対策工事として恒久的な農業用施設を設置するために、仮設の進入路、資材及び復旧土仮置場として使用する目的で一時転用の申請が出されたものでございます。申請地につきましてはスクリーンをご覧ください。航空写真でございます。長崎自動車道多良見ICの南東に位置しております。次が、拡大したものになります。当該地は、農用地区域内の農地であることから、長崎市に一次転用についての意見を求めたところ、問題がないとの回答を得ております。次が、計画平面図と断面図でございます。赤色部分が仮設の進入路で水色部分が資材及び復旧土仮置場となります。雨水排水につきましては、溜枘を設置し、ポンプにより水路へ放流し、汚水、生活雑排水は発生しません。また、平坦な農地表土上に土木シートを敷き、その上に全面敷鉄板を設置し土地を使用するため、表土の流失等の被害は生じないと考えております。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員より報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。6月17日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は仮設の進入路や作業ヤードとして一時転用を行うものですが、隣接する畑に影響を与えないよう防塵ネットを設置します。また、素掘り側溝を設

置し、ポンプにより雨水の処理を行うなど、雨水排水の状況、境界等特に問題ないことを確認いたしました。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第3号議案についての説明と現地調査の報告がありましたが、この件について何かご意見、ご質問などはございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございました。第3号議案について、許可意見を付して知事に進達することに決定いたします。続きまして、第4号議案「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成について」、議案の説明と、現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは、第4号議案1番についてご説明いたします。議案書の5ページをご覧ください。本件は、琴海形上町の〇〇さんが所有する、琴海形上町の農地3筆1,320㎡について、琴海形上町の〇〇さんが2年間の賃貸借により利用権の再設定を行うものでございます。設定後の経営面積は、12,827㎡となり、利用につきましてはアスパラガスの栽培を行っております。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。きんかい味彩市の西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。6月15日に私と〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。申請は利用権の再設定を行うもので、利用については、アスパラガスを栽培しています。また、現地につきましては特に問題ないことを確認しております。報告は以上です。

○議長 ありがとうございました。ただ今、第4号議案についての説明と、現地調査の報告がございましたが、何かご意見、ご質問などございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様にお諮りいたします。第4号議案について、計画相当と認めることに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第4号議案について、計画相当と認めることに決定いたします。続きまして、第5号議案「非農地の判断について」議案の説明と現地調査の報告をお願いいたします。

○係長 それでは、第5号議案についてご説明いたします。まず、1番の年次計画案件についてですが、議案書の6ページから24ページにかけて掲載しております。24ページの表の下の方に集計をしておりますが、対象地は東出津町の837筆192,761.71㎡でございます。

調査対象範囲につきましては、スクリーンをご覧ください。東出津町全体の航空写真でございます。次が、拡大したものになります。拡大した航空写真が7枚ほどございます。次が、現地の写真です。現地の写真が8枚ほどございます。現地の立会いは、令和3年10月27日に〇〇農業委員をお願いしております。なお、補足となりますが、全件とも農地法及び農業経営基盤強化促進法による権利の設定等はないものでございます。

続きまして、第5号議案2番からの個別案件についてご説明いたします。議案書の26ページをご覧ください。表の下の方に集計をしておりますが、申出件数が8件、合計筆数が23筆、合計面積が8,659.49㎡について、非農地通知申出書が提出されております。それでは議案書の25ページにお戻りください。2番は、東琴平1丁目の〇〇さんが所有する出雲2丁目及び東琴平1丁目の農地2筆で、面積は2,026㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。鍋冠山公園の北西側と西側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。こちらが、出雲2丁目〇番〇の写真、次が、東琴平1丁目〇番、〇の写真になります。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。6月15日に私と非農地通知申請者の〇〇さん、〇〇農業委員、そして事務局とで現地確認を行いました。現地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありましたことをご報告いたします。以上です。

○係長 続きまして3番は、兵庫県神戸市の〇〇さんが所有する牧野町の農地3筆で、面積は348.49㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。あぐりの丘の南側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう一枚ございます。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。6月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上で

ございます。

○係長 続きまして4番は、平山台1丁目の〇〇さんが所有する野母町の農地3筆で、面積は2,236㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。野母崎地域センターの北西に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 現地調査についてご報告いたします。5月25日に私と〇〇農業委員、事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況であります。報告は以上でございます。

○係長 続きまして5番は、下黒崎町の〇〇さんが所有する上黒崎町の農地3筆で、面積は457㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、現地の写真です。現地の写真がもう1枚ございます。現地調査の報告につきましては、6番の議案説明後、併せてご報告いたします。

続きまして6番は、下黒崎町の〇〇さんが所有する上黒崎町の農地3筆で、面積は1,017㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。黒崎教会の北東に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、現地の写真です。現地の写真が3枚ございます。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 5番と6番の現地調査についてご報告いたします。6月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており、農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○係長 続きまして7番は、京泊3丁目の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地1筆で、面積は581㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、現地の写真です。現地調査につきましては、9番の議案説明後、併せてご報告いたします。

続きまして8番は、長与町の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地4筆で、面積は1,046㎡でございます。申請地につきましては、スクリーンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したのになります。次が、現地の写真です。現地の写真が3枚ございます。

続きまして議案書の26ページをご覧ください。9番は、本石灰町の〇〇さんが所有する京泊3丁目の農地4筆で、面積は948㎡でございます。申請地につきましては、スクリー

ンをご覧ください。航空写真でございます。新長崎漁港の北側に位置しております。次が、拡大したものになります。次が、現地の写真です。現地の写真が4枚ございます。現地調査につきましては、〇〇推進委員から報告をお願いします。

○委員 7番から9番の現地調査についてご報告いたします。6月16日に私と事務局とで現地確認を行いました。申請地は森林化しており農地への復元が困難な状況でありました。報告は以上でございます。

○平尾議長 ありがとうございます。ただ今第5号議案について議案の説明と現地調査の報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら皆様方にお諮りいたします。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定してよろしいでしょうか。

○委員全員 異議なし

○議長 ありがとうございます。第5号議案について、原案のとおり承認することに決定いたします。それでは引き続き、報告事項に入ります。報告事項1「長崎県農業会議農業委員等表彰について」、事務局から報告をお願いします。

○係長 それでは、報告事項1について、口頭によりご説明させていただきます。令和4年6月24日金曜日に、令和4年度長崎県農業会議農業委員等表彰授与式がサンプリエール長崎で開催され、長崎市農業委員会から、〇〇会長及び〇〇農業委員が、農業委員18年以上在職に伴う表彰を受けられましたので、ご報告させていただきます。

両委員におかれましては、これからもお体にご留意いただき頑張っていたいただければと思います。誠におめでとうございます。報告事項1についての説明は以上です。

○議長 続きまして、報告事項2「事務局長専決事項の報告について」、事務局から説明をお願いします。

○係長 報告事項2についてご報告いたします。資料の1ページから4ページをご覧ください。農地法第3条の3の規定により、相続の届出が義務づけられているもので、先月は、12件の届出がありました。続きまして、資料の5ページをご覧ください。農地法第4条第1項第8号の市街化区域内での転用の届出が、3件提出されました。続きまして、6ページをご覧ください。農地法第5条第1項第7号の市街化区域内での権利の移動に伴う転用の届出が、6件提出されました。合計21件提出され、すべて事務局長専決処分といたしました。

た。以上で報告を終わります。

○議長 ありがとうございます。続きまして、報告事項3「長崎県農業会議常設審議委員会について」、私の方から報告いたします。会議は、6月10日に開催されました。資料は、7ページになります。農地法第4条及び第5条転用許可申請諮問案件につきましては、今月は、諮問案件はありませんでした。報告は以上です。

引き続き、報告事項4「令和4年度全国農業委員会会長大会について」、報告をいたします。大会は、5月31日に開催されました。資料の1ページをご覧ください。大会の議事としましては、「政策提案決議」として「持続可能な農業・農村を創るための政策提案」について協議及び決議を行いました。また、「申し合せ決議」として「地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動」と、「情報提供活動の一層の強化に関する申し合わせ」を決議いたしました。大会後には、大会決議を踏まえ、地元選出の国会議員への要請活動を行いました。決議の概要につきましては、後ほど2ページ以降の資料をご確認ください。報告は以上です。

続きまして、その他の事項に入ります。その他の事項1「遊休農地対策に係るアンケート調査結果について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは資料の1ページから2ページをご覧ください。遊休農地対策に係るアンケート調査につきましては、ご協力をいただきましてありがとうございました。資料は報告していただいた、遊休農地の解消や発生防止の活動事例を集計した一覧表になります。本日は、活動事例の中から、三重地区の「〇〇農園」と東長崎中尾地区の「中山間直接支払い交付金・多面的機能支払い交付金」を活用した活動事例について、〇〇農業委員と〇〇推進委員からご紹介していただきます。それでは、〇〇農業委員より「〇〇農園」の活動事例の紹介をお願いします。

○委員 ご紹介にあずかりました、三重地区担当の〇〇と申します。今ご案内のようにアンケート調査の、その遊休農地の活用ということで、私どもの事例をお話しさせていただきます。なお、外海地区や琴海地区の小学校でも同じような体験農園の稲作授業をされておりますけれども、事務局より私の方にはばたき農園の活動を報告してくださいということでしたので、失礼して説明させていただきます。

まず初めに、私ども三重地区は、長崎市の北部に位置するところでありまして、実はこの〇〇農園を開園するに至りました背景を、少し紹介させていただきます。長崎新漁港が開設ということに伴って、それまで、4千人から5千人であった三重地区の人口が、徐々に増えまして、現在では2万人に達しております。そうしたその人口の増加、そういうことで畝刈小学校という所に私どもの子供もいましたが、もうパンク状態になって、平成2年に現在の鳴見台小学校という所に分かれたわけでございます。そしてその4年後に今申し上げます、はばたき農園が始まりました。遊休農地の休耕田、相当荒れておりましたが約10a程度ありまして、これを地権者の了解をいただき、そして育友会を主体としてここ

を整備いたしました。なお小学校5年生が稲作について学んでいたために、育友会を中心としまして、竹や草を除去して水田に戻して、活動を始めたというのが始まりでございます。当初は5年生だけの活動で、準備から全てを育友会が中心となって、土曜日、日曜日など学校の授業がないときを見つけて、活動を始めましたけれども、その時に5年生の生徒・先生たちにより、はばたき農園と名付けられました。それで、その後ゆとり時間が設けられ、総合学習というものが導入され、そして、体験農園は学校の正式な活動として位置付けられました。現在では、全校児童が参加をして、4月の田おこしに始まり、5月には塩水選をして籾まき、畦塗り、代掻きをしまして6月に田植えをいたします。今年は6月8日に田植えをいたしました。10月には稲刈りがあり、11月に脱穀、それからばたき感謝祭という収穫祭で締めくくり、全ての過程を体験させておりますが、ここ2年程のコロナの為に、餅つきは取りやめて、業者をお願いをして、餅だけ食べております。そしてまたその背景であります、育友会OBは、全てはばたき応援団となって、子供たちが卒業しても、来て下さいということで、活動をしております。管理人として私と前農協の組合長の〇〇の体制で、1人が子供たちに教育的なことを教える、それで私の場合は家が近くなものですから、水の管理等を中心として、両輪でやっております。今年で29回目を迎えておりますが、課題もございまして、40代だった当時の私達ももう70を超えましたので、指導する人達の後継者をどうするか、主として応援団の中からどなたかを選んでいきたいと思っておりますが、特に田んぼの場合は水の管理が大変でございます。ほぼ毎日見て回らないと、モグラが掘った穴から水が逃げたりとか、色々アクシデントもございまして、その辺りが大変困っております。いずれにしましても、当初はおいしいところだけの田植えと稲刈りだけでございましたが、今では、学校全体そして地域ぐるみの取組として活動をしていることを大変喜ばしく思っております。活動報告は以上です。

○係長 ありがとうございます。〇〇委員から鳴見台小学校の児童を対象にした「〇〇農園」の活動を紹介していただきました。

続きまして、〇〇推進委員から中尾地区の「中山間地域等直接支払い交付金・多面的機能支払い交付金」を活用した活動事例の紹介をお願いします。

○委員 東長崎の〇〇です。一覧表の1ページの一番下にありますけれども、2つの補助事業を活用した事例を発表させていただきます。一つ目は中山間地域等直接支払い交付金、これは平成12年から23年目になりますけれども、56戸で約18ha、それと多面的支払い交付金につきましては、各集落でも行われていると思っておりますけれども、私たちは平成21年から現在14年目で58戸の約22ha、この多面的支払い交付金につきましては、農業・農村の保全とか、水田の改良、自然環境の保全という多面的機能を有することを鑑みて、農家と非農家が連携して、一緒に取り組むということで現在活動を行っております。引いては担い手農家の農地集積を目的とした形で、取り組んでいるところでございます。

2番目、これは幹線道路、農道沿いに遊休農地がございますけれども、子供会と当地区の女性部が一緒になって当若男女で花の栽培、草刈り、草取りなどの植栽を行っておりま

す。3番目、これは私事で誠に申し訳ないんですけども、富士見町の保育園での体験学習として、どこの地区でもやっておられると思いますけれども、サツマイモの植え付けから収穫まで、現在15年目で、おそらく最初の1期生は20歳になって成人したのかなと思っております。これらで一つ問題点としまして、どうしても補助事業に取り組む以上、会計検査とか何とかございますので、事務処理が非常に複雑で多岐に渡っておりますので、この人材確保というのが、今後の問題になろうかと思っております。以上です。

○係長 ありがとうございます。〇〇推進委員から中尾地区での「中山間地域等直接支払い交付金・多面的機能支払い交付金」を活用した活動や体験学習などを紹介していただきました。この他にもご報告いただいた活動事例を一覧表に掲載しておりますので、後ほどご確認していただき、出来る範囲で構いませんので、活動事例を参考にして、新たな遊休農地対策に積極的に取り組んでいただければと思っております。また、活動事例につきましては、今後も引き続き情報共有を図り、遊休農地対策に活用していきたいと考えておりますので、今回の一覧表をご覧いただき自分でも似たような活動を行っていたとか、新たにこんな活動を始めてみたいというようなことがありましたら、事務局まで連絡をお願いいたします。アンケート調査の結果につきましては以上でございますが、遊休農地関連で別途お願いしたいことが一点ございます。今年5月に長崎市農業センターが、農業に興味がある方を対象に農業チャレンジ塾を開講し、開講式には東長崎地区の農業委員、推進委員さんにもご出席をいただいております。この研修につきましては、来年3月まで行われる予定となっておりますが、農地を希望する受講生には、農地を紹介したいと考えておりますので、遊休化をされていて貸してもいいという農地がありましたら、お知らせ頂きたいと思っております。遊休農地に関することにつきましては以上でございます。

○議長 ありがとうございます。続きまして、その他の事項2「全国農業新聞の定期購読目標の達成状況について」及びその他の事項3「農業委員・農地利用最適化推進委員活動記録カードの提出について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 初めに、その他の事項2についてご説明いたします。資料は3ページをご覧ください。令和4年度の目標部数は141部となっております。現在の購読部数は先月の報告以降増減はありませんでしたので124部となっております。目標達成に向けてご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

次に、その他の事項3について説明いたします。資料の4ページから5ページにかけて令和4年度上半期の活動記録集計表を記載しております。月ごとの活動日数を標記しており、左側が活動項目の2・3・4の最適化活動の日数、右側が、活動項目1から6までの全ての活動の日数となっております。なお、表記しています分につきましては、件数ではなく、日数となっておりますので、ご留意いただければと思います。各日数についてご自身が把握している日数と異なっている場合は、後程事務局にお問い合わせやご連絡いただきますようよろしくお願いいたします。なお、本日皆さんのお手元のクリアファイルに、総

会、総会後の地区ごとの協議の事項を記載した定型の記録簿をお渡ししておりますので前回お渡しした「2-1」と「3-1-イ」の活動と併せて活用いただければと思います。その他の事項2及び3についての説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。この件について、皆さんから何かご意見、ご質問等ございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、その他皆様方から、ご意見・ご質問・各地域からのご報告などございませんか。なんでも結構です。

○委員 質問かどうかわからないんですけども、現在の電力不足に関連して、今、太陽光発電を農地に設置している箇所数はわかりませんか。それと同時に耐用年数20年に対して、今半分の10年位経過してきていると思うんですけども、色々な問題とか、廃棄の問題とかは事務局の方にきていないんですか。

○係長 まず、太陽光発電を設置している数を把握しているかということなんですけれども、今手元に資料がございませんので、把握はしておりません。耐用年数が20年で、年数が過ぎたものをどうするかということなんですけれども、特に現段階ではどうこうということは、検討はまだしていないということです。

○委員 他の大都市などでは、処理に困っているとか聞きますが、長崎ではそうないようなんですけれども、今半分経過しているのであと10年後どうなるのかよくわからないんですが、まあ、今後の問題として電力不足に関連して、気が付いたものですから。すみません。

○議長 ありがとうございます。他にございませんか。

— 意見等なし —

○議長 ないようでしたら、最後にその他の事項3「令和4年7月、8月の行事予定について」事務局から説明をお願いいたします。

○係長 それでは、資料の2ページをご覧ください。まず、7月の予定ですが、8日金曜日に長崎県農業会議常設審議委員会が長崎県農協会館で開催され、〇〇会長が出席予定です。22日金曜日、10時から農業委員会運営委員会、28日水曜日14時から農業委員会7月総会、総会終了後に農業委員会互助会定期総会を開催することとしております。なお、22日金曜日の互助会監査につきましては、監査委員の方と後日日程を調整させていただきます

のでよろしくお願いたします。7月の予定は以上です。

次に、8月の予定ですが、10日水曜日、長崎県農業会議常設審議委員会、22日月曜日、農業委員会運営委員会を開催予定としております。29日月曜日、農業委員会8月総会を開催する予定としております。ここに記載がないですが、長崎県農業会議から毎年この時期に行っている地区別の研修を8月29日の農業委員会の総会の後にどうかということで日程の調整をしておりますので、決まり次第、来月の総会等のときには、行事予定表に掲載させていただきたいと思っておりますので、ご報告をさせていただきます。行事予定のお知らせは以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、これで6月の農業委員会総会を終了させていただきます。大変ご苦労様でした。